

全国青年税理士の統一意見成る

—税理士制度は斯くあるべきだ—



発行所
全国青年税理士連盟
東京都豊島区南池袋
2-13-10(03)987-4416
(前田税理士事務所内)
編集兼発行人 寺西一三

全青税においては、昨年12月20日、日税連の諮問機関である税理士制度調査会が「わが国における税理士制度のあり方」について答申を行なったことにより、税理士法改正の機運が熟したものと判断し、直ちに傘下各単位会において、それぞれ答申などを研究材料にして討議をかね、二月十一日名古屋に各単位会代表が参集し熱心に審議をつづけた結果、「税理士制度のあり方」についての意見の統一をみることに成功した。

税理士は納税義務者の権益を擁護することを使命とする納税義務者の代理人であるとの認識の上に立った新しい税理士像は、税理士自身の職域擁護、職域拡大を叫んでいるのではなく、あくまでも納税義務者のための税理士制度の完備をめざしているのであって、この意味において、全納税義務者と全税理士の声を集約したものであるとの自負をもつてゐる。

若い税理士の諸君！ その力を結集して、新しい税理士制度の確立のために努力し奮斗しようではないか！

全青税においては、昨年12月20日、日税連の諮問機関である税理士制度調査会が「わが国における税理士制度のあり方」について答申を行なったことにより、税理士法改正の機運が熟したものと判断し、直ちに傘下各単位会において、それぞれ答申などを研究材料にして討議をかね、二月十一日名古屋に各単位会代表が参集し熱心に審議をつづけた結果、「税理士制度のあり方」についての意見の統一をみることに成功した。

税理士は納税義務者の権益を擁護することを使命とする納税義務者の代理人であるとの認識の上に立った新しい税理士像は、税理士自身の職域擁護、職域拡大を叫んでいるのではなく、あくまでも納税義務者のための税理士制度の完備をめざしているのであって、この意味において、全納税義務者と全税理士の声を集約したものであるとの自負をもつてゐる。

若い税理士の諸君！ その力を結集して、新しい税理士制度の確立のために努力し奮斗しようではないか！

昭和四三年一二月二〇日、日本税理士会連合会税理士制度調査会より、「わが国における税理士制度のあり方についての答申」が発表された。

この答申は、昭和四一年一〇月二一日より二年余にわたり、一九名の各界の学識経験者が論議を重ねた結果であるが、ここにえがき出された税理士制度は、われわれが望むるべき姿とは程遠いものである。「税理士制度のあり方を検討するにあたって」「すべてに先行する基本的問題」である「この制度が果すべき社会的機能」と「税理士の職責なしし使命」の正しい把握がなされていないからである。「納税者の公法行為の援助」を第一の社会的任務とし、「納税者の租税法上の権益を擁護する後見的任務」を第二とする認識は、税理士制度が納税義務者の権益を擁護する代理人制度として重要な社会的使命を有することになった。

税理士制度は、税務行政の補助的機関から脱却し、納税義務者の権益を擁護する代理人制度として重要な社会的使命を有することになった。

租税法律主義は、罪刑法定主義とともに民主主義国家の不可欠の要件である。「国民は法律の定めるところにより、納税の義務を負う」(憲法第三〇条)のであり、

国が「あらたに租税を課し、又は

現行の租税を変更するには、法律

又は法律の定める条件によるこ

とを心要とする」(憲法第八四条)

である。そして「すべて国民は

法の下に平等であつて、人種、信

条、性別、社会的身分又は門地に

より、政治的、経済的又は社会的

関係において差別されない」(憲

法第一四条)し、「すべて国民は

健康で文化的最低限度の生活を営

む権利を有する」(憲法第二五

条)。又、「何人もその住居、書

類及び所持品について侵入、搜

索及び押収を受けることのない権

利は、正当な理由に基いて発せら

れ、且つ捜索する場所及び押収す

る物を明示する令状がなければ、

侵されない」(憲法第三五条)

「何人も、自己に不利益な供述を

強要されない」(憲法第三八条)。

これらの「憲法が国民に保障する

自由及び権利は、国民の不斷の努

力によつて、これを保持しなけれ

ばならない」(憲法第十二一条)。

このようない憲法の制約の下に具

体的に規定される各種の税法は、

社会・経済の進展と共に複雑且つ

難解になり、租税法上の専門的な

知識を具えなければ、納税義務者

がその権益を擁護することは不可

能である。ここに納税義務者の代

理人としての税理士の存在が社会

的に要請されるゆえんがある。

—日税連税理士制度調査会答申批判—

昭和一七年、税務代理士法によって発足したわが国の税理士制度は、昭和二六年のシャウブ勅告によって一大転換を遂げた。すなわち、わが国の政治経済および社会の各分野における民主化の一環として、賦課課税方式の税制から、民主的な申告納税方式を中心とした税制へ改革がなされた。

それと共に、わが国の税理士制度は、税務行政の補助的機関から脱却し、納税義務者の権益を擁護する代理人制度として重要な社会的使命を有することになった。

租税法律主義は、罪刑法定主義とともに民主主義国家の不可欠の要件である。「国民は法律の定めるところにより、納税の義務を負う」(憲法第三〇条)のであり、

国が「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律

又は法律の定める条件によるこ

とを心要とする」(憲法第八四条)

「税理士制度に課せられるべき第一の社会的任務は、納税者の租税法上の活動能力を補充し、または拡大すること、つまり、納税者の公法行為を援助することに求めるべきものであると考えられる。第二は、納税者の租税法上の権益を擁護する後見的任務である。」

「税理士制度は、弁護士制度ならびに国家国民的見地から、その社会公共性が認識されなければならない」と考へる。」

「税理士制度についての認識は不十分である。答申があげている第一の社会的任務である「納税者の公法行為の援助」はつまり、納税義務者に代わって、納税申告書その他の税務申告を作成し、税務上の種々の手続きを行なうことである。これらは、税理士が納税義務者の権益を擁護するというその使命を遂行するための手段の一つにすぎない。又、「後見的任務」という把握には、税理士が納税義務者の代理人であるという認識が欠けている。

「國家国民的見地からの社会公共性」は、税理士制度が「納税者の租税法上の権益を擁護することを目的とする」としながら、一方に税理士が税務行政の円滑化のため、その補助的機関としての機能も果さなければならないとする考え方を捨てきれないことを示している。

税理士の職責についても、必然的に税理士法第一条の規定は、國の立場から義務の面のみを強調しきりである。しかし、税理士制度も納税者の後見的制度とする民主的理義の面に欠ける憾があるので、税理士の職責という規定のあり方としては適切なものとはおもわれない。」

「中正な立場」という字句の存置の必要を主張するのみに終っている。そこには、納税義務者の権益の擁護を税理士の社会的使命とする認識の上に立つて、代理人としての税理士の使命を積極的に規定しようという意図が見出されない。

われわれは次のように提言する。弁護士法第一条が「弁護士は基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」と弁護士の使命を規定しているように、税理士法第一条は税理士が納税義務者の権益を擁護することを使命とする納税義務者の代理人であることを明確に規定するよう改正すべきである。

税理士法第二条によれば税理士業務の対象となる税目は所得税、法人税、相続税、贈与税、事業税市町村民税、固定資産税、財産税及び富裕税とされている。税理士は国民の権利義務に重大な関係をもち、且つ税理士は納税義務者の権益を擁護する社会的使命を有する税務に関する職業専門家である。従って、税理士の業務がすべて税目に及ぶことは当然であり、現行の制限列挙は廢止して、すべての国税、地方税に関する業務を行なうこととするよう包括的規定に改めるべきである。答申が述べているように独占業務の対象とするところによって、納税義務者に不便を与えると言うことは考えられず、一部税目を除外する理由は認められない。

税理士法第二条第二項は、申告書、申請書、請求書その他税務官署に提出する書類を税務書類と定め、依頼人に代ってそれらを作成することを税理士の独占業務としているが、その他税務官署に提出する書類は、どの範囲で認められる会計処理の基準に従つて計算されるものとする」とある。即ち税理士は当然会計に関する専門家であることは一般社会に周知の事実である。

法人税法第二条第四項に「当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて計算されるものとする」とある。即ち税理士は当然会計に関する専門家であることは一般社会に周知の事実である。

税理士法において、このことが明確にされていないことは、非現実的であり、税理士の業務について誤解を招き、税理士が業務上侵害をうけるおそれがある。これを是

との関連においてその対象となる税目、業務の範囲およびそのあり方等をそれぞれ検討する必要がある。

この点において現行法及び答申による税理士の業務は不完全である。

1 税 目

税理士法第二条によれば税理士業務の対象となる税目は所得税、法人税、相続税、贈与税、事業税市町村民税、固定資産税、財産税及び富裕税とされている。

税理士は納税義務者の主たる陳述は、依頼人が行なつたものとして扱うべきである。但し、代理人は税理士の使命を規定して代理と区分すべきであると云う意見がある。税務代理は税理士法上の特別概念であるから、上述の事実行為といわれる事項について代行することを税務代理と規定しても差支えない。

「その他の事項」と云う表現は不明確であるから「納税義務者の主張もしくは陳述」と具体的に表現すべきである。

一般的普遍的な税務相談はあり得ないからである。

税理士がその業務の一環として企業の会計業務を行なつていていることは周知の事実である。

法人税法第二条第四項に「当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて計算されるものとする」とある。即ち税理士は当然会計に関する専門家であることは一般社会に周知の事実である。

り、その目的で書類を作成するとは税務書類の作成である。

4 税務相談

税理士法第二条第三項は申告、申請、不服申立、過誤納税金の還付請求その他の事項（訴訟を除く）につき代理することを税務代理と規定している。税務代理を民に提出する書類は税務書類であ

II 税理士の業務【答申第二】

2 税務代理

税理士法第二条第一項は「申告、申請、不服申立、過誤納税金の還付請求その他の事項（訴訟を除く）につき代理することを税務代理と規定している。税務代理を民に提出する書類は税務書類であ

正するため、「税理士の名称を用いて他人の求めに応じ、報酬を得て、財務書類の調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずること」を税理士の業務として明定すべきである。

6 経営相談

中小企業の育成、発展こそわが国の経済発展の重要な課題である。ところが中小企業をとりまく産業界の発展はめまぐるしく、これに對処するため中小企業は經營及び技術革新について適切な助言者を切実に求めている。

税理士制度創設以来、中小企業のこの要請に応えて税理士が經營顧問として經營の診断と指導を行なって来ている役割は大きく、又今後においてもその期待されることは大である。經營の相談に応ずることを税理士の業務として規定することは税理士の社会的機能の上から当然である。

7 税務訴訟代理

税理士法第二条第一項は税務に関する訴訟代理を税務代理から除く旨規定されている。しかし税務者の権益を擁護するという税理士の使命からすれば、当然税理士は、事業関与の最初から訴訟の段階まで一貫して代理機能を果すべきである。司法一元化との関係から、税理士が税務訴訟事件の代理

人となることは困難である。などということは陳腐な議論に過ぎず、いたずらに納税義務者がその権利救済の道を求めることが困難としている現実に目をおおうものである。

8 税務監査

申告納税制度は二〇年の歴史を経過し、税務実務と税務行政を通じて経験し、体得し発達したもののなかから、公正妥当なる税務監査が基準が作られ、これにもとづく職業専門家たる税理士の税務監査が行なわれることは、申告納税制度上必要不可欠なものである。このことは、納税義務者の税務方策の合理化を図り、税務官公署の信頼を得、更に納税義務者自身の社会的信用を昂めることとなる。又税務行政の合理化と一層の公平化を得る結果となる。

更に税理士に對しては責任範囲を明確化し得るものである。この制度の育成発展を図るために現行税理士法第三十三条の二の規定を拡充し、税務監査を税理士の業務として發展せしむべきである。

II 税理士の権利

〔答申第六の1〕

現行法においては、税理士が税務行政機関の補助的機能をもつものとして、税理士の代理権を全く無視しているが、納税義務者の権利を擁護するという税理

益を擁護するという税理士の使命を全うするためには、次の様な権利を税理士に付与すべきである。

1 調査の通知

もともと自主申告納税と云う民主的な租税制度のもとでは、税務官公署が納税申告書について調査する必要がある場合においては、納税義務者に対し調査の事前通知を行なうことが当然であるから、これを国税通則法に明確に規定し、調査の事前通知制度を法則化すると共に、税理士の代理権を明確にするため、必ず代理権を有する税理士に対し、一定の期間を置いて日時・場所を通知し、その了解のもとに調査を行なうこととする。尚この通知は納税義務者本人に対する通知に代えるものとする。

税理士法第三四条においては「納税義務者本人にあらかじめ日時・場所を通知して調査する場合」にのみ「代理権を有する税理士に」「あわせてその調査の日時・場所を通知しなければならない」と規定され、調査の場合には原則として通知しなければならないと云う規定ではないため、調査の事前通知は例外的に取扱われ、いわゆる抜き調査が調査の主流となつていて、税理士の代理権が不正等で事案を調査する時に付されている納税申告書について更正をする場合と、国税局協議団が不服申立て事案を調査する時にのみ、代理権を有する税理士の意見聽取が義務づけられているにすぎない上、その第三項においては、

反感をそそり、自主的な申告納税と云う民主的な租税制度を破壊しつつあると云つても過言ではない。

統計的にみても抜き調査をしなければならない納税義務者は既に少数であり、この少数の納税義務者たために大多数の納税義務者に迷惑を及ぼしたり、その反感を受ける様なことは税務行政にとっても利点とはならない。この様な見地からすれば、無通知による調査を行なう場合を法律の上で厳格に規定すべきである。

2 意見の聴取
代理権を有する税理士が関与する事案について、税務官公署が更正又は決定、若しくは不服申立に対する裁決（以下更正等といふ）を行なうに当つては、予め代理権を有する税理士に対し文書を以て、更正等を行なうその内容を通知し、かかる後、その税理士の意見を必ず聴取しなければならないこととし、このようない手続を経なければならぬとした更正等はその効力がないものとする。

税理士法第三五条では、第三三条の二第一項に規定する書面に添付されている納税申告書について更正をする場合と、国税局協議団が不服申立て事案を調査する時にのみ、代理権を有する税理士の意見聽取が義務づけられているに

立つて期間を無効に経過する等、納

「意見聴取の有無は更正等の効力に影響を及ぼすものと解してはならない」として、意見聴取の規定を死文化させ税理士の代理権は全く無視されている。

この様な税務官公署にのみ一方的に都合のよい意見聴取の規定は、税理士に対する不信のそりは免れない。税理士に対する代理権を有する税理士に対する絶対的意見聴取義務を税務官公署に課することは、税理士に対する納税義務者の信頼を増すのみならず、税務官公署と納税義務者との間の税務紛争は少くなり、税務行政の円滑化にも寄与するところが大きい。

税義務者の権益を充分に守りえない場合も起りうる。納稅義務者に対する更正等の通知は、その使用者等が受取つたりして重要性の理解がない等のために忘失するなど、納稅義務者が知らずにいる場合も想定され、代理人たる税理士に通知すれば如何なる場合にも、納稅義務者がその権利を行使する機会を失うような事態を防ぎ得る。

4 舉類の閲覧と謄写
税理士がその業務を行なうため必要な場合には、税務官公署の調査事項を記載した書類を閲覧し、または謄写を請求することができた場合、更正又は決定の内容を検討して、事實誤認又は法令違反の有無を調査することは当然に必要であり、又これをすることにより、容易に納稅義務者の権益を守ることができ、かかる権利を税理士に与えることにより、他方税務官公署は更正又は決定するに当つて、いきおい慎重とならざるを得ことになる。

IV 税理士の資格
〔答申第三、第四〕
1 資格取得の单一化
現行制度では、税理士となる資格を、税理士試験に合格した者のほか、弁護士および公認会計士にも税理士試験を受けないで、無条

件に与えていく。

又、税理士試験においては、税務職員に対して特別試験を認め、一定の者に一定の科目について試験を免除し、その免除科目が、全科目に及ぶものに対しても税理士の資格を与えることとなつてい

る。

税理士の納稅義務者の権益を擁護するという使命を全うするためには、専門的学識、技能、経験等を有する独立不羈の者であることが望まれる。この要請にこたえるためには、その資質をためさず無条件に税理士の資格を与えるよう

うに单一化すべきである。

特別試験の合格率は、非常に高く、いわば無試験に等しい。このような状態では果して税理士となるに十分な資質を備えたものが合格しているか疑わしく、国家試験地から不合理である。

(イ) 弁護士、公認会計士といえども税理士の資格を与えるたまには税理士試験を課する。(ロ) 税理士法第八条の試験免除は廃止する。

(ハ) 特別試験を廃止する。

2 実務経験年数

現行法においては、国税又は地方税に関する事務に従事した期間

が二年以上であれば実務経験年数に算入している。税理士業務が高

度な会計知識を必要とし、納稅義務者の権益の擁護をその使命とするから、このような期間を実務経験年数に加えることは適当でない。

そこで税務職員であった者に税理士の資格を与える場合には、その離職後二年間は、税理士の補助者としての実務経験を要することをすべきである。

3 科目別合格制度
現行の科目別合格制度は、社会条件に税理士の資格を与えるよう

なことをやめて、税理士試験合格者のみに税理士の資格を与えるよ

うに单一化すべきである。

税理士法第四九条には、「税理士は国税局の管轄区域ごとに一個の

税理士会を設立しなければならない」と規定され、さらに管轄区域内の地域を管轄する税務署の管轄区域を地区として支部又は部会が

設けられており、税務署が分轄されれば税理士会の支部又は部会も

分轄される現状は税理士が税務行政機構に從属させられていること

を如実に示している。

従つて、一局一會制を廃止して

税務行政機関から完全に独立し、全会員の意思が十分反映される機構として一般行政区画等を単位に全国單一の支部とすべきである。

実現するためには税理士は税務行政機構からの独立がはからなければならない。従つて組織改正の中心も自主性の確立を促進するにあることは言うまでもない。

1 税務行政機構からの独立
税理士法第四九条には、「税理士は國税局の管轄区域ごとに一個の税理士会を設立しなければならない」と規定され、さらに管轄区域の離職後二年間は、税理士の補助者としての実務経験を要することをできることとし、税理士会及び税理士に対する監督は一切行なわないこととする。

2 税理士会と税務行政機構との関係
大蔵大臣は必要と認めた場合に税理士会によって行なう事務について報告を求め、又は税理士及び税理士会に関する調査を依頼することができることとし、税理士会により構成すべきである。

3 税理士会と税務行政機関との関係
大蔵大臣は必要と認めた場合に税理士会によって行なう事務について報告を求め、又は税理士及び税理士会に関する調査を依頼することができることとし、税理士会及び税理士に対する監督は一切行なわないこととする。

VI 税理士の自主性
〔答申第五、第六の2、第七〕
税理士は納稅義務者の権益を擁護することを使命とするから、その使命達成のため税務行政機関から完全に独立し、対等の地位にあら完全に独立し、税理士会が主導することが要請される。そこで登録および懲戒は、税理士会が自主的に行なうべきであり、税理士の義務も最少限にとどめるべきである。

1 登録制度
(イ) 登録手続
現在登録手続は日本税理士連合会において行なうこととなるが、税理士法第二十九条により、その手續、まつ消、その他登録に関する細目について

ついているが、税理士法第二十九条により、その手續、まつ消、その他登録に関する細目について

ついているが、税理士法第二十九条により、その手續、まつ消、その他登録に関する細目について

ついているが、税理士法第二十九条により、その手續、まつ消、その他登録に関する細目について

ついているが、税理士法第二十九条により、その手續、まつ消、その他登録に関する細目について

ついているが、税理士法第二十九条により、その手續、まつ消、その他登録に関する細目について

直接の会員として全国單一組織をつくるべきである。

総会は各支部より会員数等に応じ一定の代議員を選出し、その代議員により構成すべきである。

従つて、個々の税理士の意志は存続すべきである。

各単位会の連合会が日本税理士連合会であり、その運営が実状で設立しなければならないとされ、各単位会の会長によつて総会が構成され、一切の議決がなされて

いる。

従つて、個々の税理士の意志は存続すべきである。

完全に抹殺されている。この現状を打破するには、個々の税理士を尊重する上からは、これらの事項は税理士会において定めるこ

ことすべきである。

(ロ) 登録即入会

現行法では、税理士の登録と税理士会への入会とは別個の手続となっているため、税理士会へ入会しない税理士が存在することとなっている。むしろ税理士業務を行なわない税理士は、登録の必要もないのであるから、登録即入会として、税理士の指導、監督はすべて税理士会が自主的に行なえるようになります。

(ハ) 登録の拒否

(1) 登録拒否事由に次の事項を加える。

① 税理士法第五一条および第五三条第一項に違反した者でその行為があつた日から二年を経過しない者。

② 宣公署において、国税または地方税に関する事務に従事していたものが、在職中に、その地位を利用して税理士業務の受託を約束し、もしくは申出または他人をして、これらの行為をさせた場合において離職の日からの三年を経過しない者

(2) 登録を拒否され、不服があるものは、税理士会に対して審査の請求をし、税理士会の処分について不服のある者は、東京高等裁判所に提訴することができる」ととする。

2 懲戒制度

税理士に対する懲戒が税務行政

機関によって行われている場合に税理士の使命の遂行は不可能である。

ゆえに税理士に対する懲戒はす

べて税理士会の自主的運営に委ねるべきである。

(イ) 懲戒の種類

- ① 戒告
- ② 一年以内の業務の停止
- ③ 除名

(ロ) 懲戒の事由があつたときから三年を経過した者については懲戒できないこととする。

(ハ) 懲戒処分は税理士会内の懲戒委員会が行なうものとする。

(ニ) 救済

懲戒処分に不服ある者は懲戒委員会に不服の申出ができる、同委員会の却下処分等について不服ある者は、東京高等裁判所に提訴できることとする。

3 税理士の義務

(イ) 信用失墜行為の禁止規定は税理士の自主性に委ねることで足りる。

(ロ) 報酬規定は税理士会の自主性に委ねるべきである。

(ハ) 事務所は一箇所に限定すべきである。

(二) 帳簿書類等の義務は不要である。

Ⅴ 税理士業務の制限

〔答申第九〕

1 通知弁護士と通知公認会計士

弁護士は、弁護士法で当然税理士業務ができると規定され、税理士法では税理士の登録をしなくとも所属弁護士会を経て、国税局長に通知することによりその国税局の管轄区域内において隨時税理士業務を行なうことができることになつており、公認会計士は、税理士の登録を受けているが税理士会に入会していない場合においても、その行なおうとする税理士業務について委嘱者の住所および氏名または名称を国税局長に通知することにより、その通知した者にかかる税理士業務を行なえることになつている。

これららの通知弁護士制度と通知

公認会計士制度は、税理士会の自

主性とその秩序の保持をはかるう

えに障害となつてゐる。そこで税

理士業務を行なう弁護士及び公認

会計士は当然に税理士会に入会す

ることとすべきである。

2 臨時の税務書類の作成等

税理士法第五〇条は租税の申告

時期において、又は災害など特別

の場合に、申告者の便宜のため

に、税理士以外の者に二ヶ月以内

で、離職後「一年間」を「三年

間」に、離職前「一年内」を「三

年内」に、「職の所掌事件につい

て」を「在職した税務官公署の管

轄地域内の納稅義務者について」

と改め、国税庁長官の承認にかかる法規の紊乱ともなり易い制度であるので廃止すべきである。

四 税理士法人 〔答申第十〕

わが国の社会経済事情の進展とともに、複雑多岐化する税法及び税務行政の中において、納稅義務者の権利擁護という税理士の社会的使命を達成するためには、個々の税理士がおのおの独立してその業務を営む形態ではおのずから一定の限度がある。

したがつて一定数以上の税理士による税理士法人制度を採用し、

今日の社会的要請に沿う方法をこ

うすべきである。

この制度は、公務員がその地位

に従事していた公務員で税理士となつたものは離職後一年間は、そ

の離職前一年内に占めていた職の

所掌事件について税理士業務を行

なつてはならないとされている。

この制度は、公務員がその地位

を利用して顧問先の獲得行為を行

なうことは税務行政を不明朗にする原因となるので、これを根絶し

網紀凍止を図ることを目的としている。

しかるにこの規定は解釈上、全

く骨抜きにされ実効がない。そこ

で、離職後「一年間」を「三年

間」に、離職前「一年内」を「三

年内」に、「職の所掌事件につい

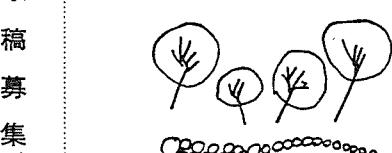
て」を「在職した税務官公署の管

轄地域内の納稅義務者について」

ととしているが、もともとの制

度は緊急事態等の特別の場合を想

定して設けられた制度であるが、



原稿募集!

研究文・論文等隨時の投稿下さい。十五字詰原稿用紙、十枚以内。投稿は発行所宛。

特報

日税連首脳の暴挙を糾弾!!

公開質問状

日税連の法対策本部の使命は、昨今のわが税理士業界の現実を直視するとき、ますます重要性を帯び且つ焦眉の問題が多く、一時たりとも看過することが出来ないことは当然の事実である。斯様な時去る十二月三日、日税連企画審議会において突如各法改正対策特別委員長の解任が行われた。

この件につき昭和四十四年一月二十日迄に下記事項に対し文書をもってその事實を問い合わせたい。

役員会報告

一、如何なる理由により各委員長の交替が行われたか。

二、事前に各委員長に了解を得たか。

三、各委員長に如何なる不適格事由があったのか。

四、斯様な審議の結果既に一ヶ月有余にわたり著しく法対策本部の活動を停滞せしめ、その機動性と適時性を失わせしめた事態は税理士業界に重大な損失を与えた。この責任を感じているか又どう対処するのか。

去る十一月三日の日税連企画審議会は、突如として法対策委員会の改組を決め、社労法対策委員会は解散し、税理士法改正・商法改正の両対策委員会の委員長を解任すると云う暴挙を敢て行なった。

画委員会とも現委員長のもとに、着実に審議を重ね、その対策を練り、具体的な活動を展開しようと云う矢先であったが、この日税連企画審議会の暴挙によりその活動のすべては停止せしめられ、税理士業界の重大時機に、最後を決定した。

も大切な活動が行われないと云う、業界にとってまことに遺憾な事態となつた。

心ある税理士なら誰しも、この様なことを決めた日税連首脳部の真意は何處にあるかと、疑わずには居られないであろう。

我が全青税として、心ある税理士を代表して、別掲のとおりの公開質問状を、日税連企画審議会を構成する各単位会長によつづけた。

その回答を求めていたのであった。しかしに今日まで彼等からの誠意ある回答は得られなかつた。

そして委員長の解任は、その後の正副会長会で保留となつたまま納税通信の記事となつたりして税理士会の恥部をさらしている。

一月十一日京都東山のホテル東園に於て本年第一回の役員会が開かれた。

前田代表幹事の挨拶につづき同君司会で議事に入り、まず東京税理士会常務理事二瓶義美君より日税連の近況、税理士法改正問題、商法改正問題等について簡潔な説明があつた。

今回は日税連の「税理士制度のあり方についての答申」が発表さ

れた直後だけに、全青税として統一意見を公表しようという気運が強く二月十一日に各連盟の代表者による統一意見起草委員会を開く

東京税理士会主催・日本税理士会連合会協賛で

欧洲税法夏期大学が開かれます

8月2日～27日 頭金なし、毎月(2万3千円(+金利))で参加できます。

￥575,000. (三食付、お小遣いを除くすべての費用を含む)

■簡単な割賦制度 税理士会会員は無審査お手形を頂くだけです。

旅程は勿論、ホテル、食事等すべてデラックス。

■参加資格 税理士会会員とその家族並びに顧問先

(一般は別に観光スケジュールあり。)

■申込締切 昭和44年4月15日

詳細をお問い合わせ下さい

日本信販トラベルサービス株式会社

東京都港区青山5-6-20 TEL 400-8341
(欧洲夏期大学係、担当中里見)

○夏期大学(一週間)

於: 西独ミュンヘン

修了証書授与

○各国会計士会と会議

訪問国

スイス イタリー

フランス イギリス

ベルギー ドイツ

オランダ タイ

デンマーク スウェーデン

フィンランド

オーストリア